

# 公益財団法人 公益法人協会 第29回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成27年3月5日(木) 16時～18時10分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 4階第二会議室
- 3 理事総数及び定足数  
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名  
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、  
田中 皓、長瀧重信、橋本大二郎、堀田 力、松岡紀雄、山岡義典  
注) 岸本理事は16時8分、第1号議案説明中に着席。  
(欠席) 早瀬 昇、福原義春  
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子

## 5 議 題

### 決議事項

- 第1号議案『中期経営計画 2015—2017年度』の件
- 第2号議案『平成27年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件
- 第3号議案『平成27年度役員報酬(4～6月)』の件
- 第4号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

### 報告事項

- (1) 平成27年度税制改正大綱
- (2) 法務省パブリックコメント結果
  - ① 一般法人法施行規則の改正
  - ② 商業登記規則等の一部改正
- (3) 内閣府の動向
  - ① 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について(最終報告書素案)
  - ② 内閣府特命担当大臣に対する要望
  - ③ その他
- (4) 職務執行報告
  - ① 公益信託法改正研究会
  - ② 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会
  - ③ CAPS委託調査
  - ④ 休眠口座国民会議の検討状況
  - ⑤ 非営利法人格選択に関する調査研究
  - ⑥ 英国チャリティ改革後の変容調査に関する調査研究
- (5) 法人管理に関する報告
  - ① 入退会の状況
  - ② コンプライアンスの状況

(6) その他の報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『中期経営計画 2015—2017年度』の件

太田理事長から議案説明があった。説明によれば、少子高齢化が急速に進み、社会的課題の解決に向けて第3セクターは大きな役割を果たすことが期待されることになるが、制度的に出自が異なる非営利組織は重層的に構成されていることから、一体感、連帯感が十分でない。環境の変化に対応するためには、小異を捨てて大同につくことが重要であり、公益法人協会は第3セクターのまとまりを追求する立場として、情報やネットワークのHUB的機能を果たしていきたい。このような目標の下で行う事業のうち、主だったものは①一般法人対応事業、②能力開発支援事業、③政策提言事業、④普及啓発事業、⑤調査研究事業である。①は移行法人、旧・中間法人に新たに設立した法人を加えると現在4万弱である。数の上では新設が多く、その正確な数、活動の中身は分かりにくい。移行一般法人とともに公益活動を行う新設一般法人には、非営利セクターの一員として支援を行う。②では相談室、セミナー等実務的な支援により、個々の法人に政府介入の余地ない団体自治を確立していただく。③では行政庁による変更認定等の基準が曖昧であり、また、収支相償は悪法と言える。このような制度的問題点だけでなく個別法人が不適切な行政庁指導により困惑されている個別事例を含め、その改善に努力したい。④は、一般市民に対しても非営利活動の役割とその活動に理解を求める観点からの広報活動を行いたい。⑤は政策提言の根拠となる理論的妥当性と社会のニーズを把握するためのしっかりした、いわばエビデンスベースの調査研究を行う。なお、資金的にはなるべく助成を受けて実施したい。

次に組織運営であるが、執行体制は現在3名の常勤理事がフルタイムで勤務しているが、ため従来経営手法はトップダウンになりがちであった。この点は今後、トップが非常勤ということも想定していかに事務局職員の能力向上を図るかが課題。さらに組織については、理事、評議員が自覚をもって協会経営に参画していただくため、理事の担当制や評議員に集まっていただく機会を増やすなどを考えている。財務的には事業収益、会費収益が半々であるが、基盤となるのは変動が少ない会費収益である。寄附金の拡大も常に年頭に置いてはいるが、なんといっても財政基盤の中心には会員拡大による会費収益増を据える。また、現在公法協は年間公益目的事業費約2億円の僅か25%しか純資産(約5000万円)がない。これではあまりにも財政基盤が脆弱であり、せめて10年後には50% (1億円) まで増やすため年間500万円ずつの黒字を何としてでも達成したい。以上であった。

本議案について、次の意見及び質疑応答があった。

(山岡理事) 事業計画案を読んだが、関西支部の設置は中期経営計画の方には見当たらなかったが、その辺りはどうか。

(太田理事長) 中期経営計画では「一般法人対応事業」の②「全国的相談機能整備」でそのことを含意しており、関西拠点は27年度事業計画で具体的に計画している。

(堀田理事) 公益という観点から、一般法人全般を見渡してその足腰から事業、ガバナンスまで支援するということになる…生まれた人全部の面倒をみるようなことになる。一般法人の中で公益事業に従事している法人を選び出すことが大切であり、そうしないと、一般の事業に引っ張られてそこに多大な労力を費やすことにはならないか。

(太田理事長) 巨大な数の一般法人をスクリーニングし、社会にとって有益な組織である、民間公益活動に近い事業を行っている法人を支援することを想定している。一般法人すべてを対象とすることは考えていない。その意味でスクリーニングの方法がきわめて重要である。

(高宮理事) 方向性としては良いと思うが、ここに注力をするための体制や企画の問題がある。財務面を十分留意しながら実施していただきたい。事業に当たっては寄付を想定する、ということもあり得るのではないか。

(太田理事長) ご指摘のように、財務面は十分留意したいと考えている。寄付については、現場性というか、一般の方にも分かるビジブルな、訴えるところが公益法人協会には少ない。それなりの工夫はしたいと思っているが。

(松岡理事) さわやか福祉財団では、莫大な遺贈を受けるというという、日本では通常考えられないようなことが起きている。公益法人協会も可能性がない話ではなく、寄付者に訴える仕組みづくりが必要のように思われる。

(田中理事) 外部理事がより参加できる体制とは、具体的にどういうことか。一般的には外部理事や評議員はややもすると評論家的で、意見は述べるがなかなか実務面ではパワーが期待できにくいという経験がある。外部理事等に役割を担う場合、実務的には事務局のパワーが必要なので職員の業務が過大になり、その辺りの配慮が不足すると事務局が疲弊していくという構図があるように思う。

(太田理事長) 具体的なことはまだ考えていないが、機関誌の企画委員会、草の根基金の運営等イベントや経営の中の一部に携わっていただくようなイメージである。

(田中理事) 実務を担当する部隊である事務局体制も一緒に考えておく必要があると思う。審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## 第2号議案『平成27年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

太田理事長から事業計画案について説明があった。説明によると、中期経営計画案を踏まえ、事業の主要なポイントとして、関西支社(拠点)の立ち上げ、草の根支援組織応援基金の継続、アジアNPO国際会議への協力、判例等研究会の発足、日本NPOセンターとの連携などが挙げられた。「草の根…基金」では12月の理事会で募金の常設化について承認を得た後、大口の寄付申し込みが2件あり、現在の基金残高は900万円強である。また、判例等研究会は当協会として今後重要な仕事の一つになるので、助成が受けられなくとも実施する必要があるとのことであった。続いて、金沢専務理事から26年度決算見込みとともに27年度収支予算について説明があった。

説明によると、当協会では23年度から人件費の圧縮、経費のコストダウンに注力してきた。ヒトの面では職員の一部を正職員から有期雇用に、有期雇用から派遣職員に変えるなど人件費の削減を図るとともに、経費面では事務所賃借料の25%カット、清掃委託日数の削減、外部サーバの委託先変更、また、出版物の印税やセミナーの講師謝金は役員自らが担当することにより支出を抑えるなど全体で1200万円を削減し、限界利益率の上乗せを実現した。事業収益の一部や会費など減収はあるが費用の削減により収支は現在の推計では26年度600万円程度の黒字が見込まれ、27年度も600万円前後の最終利益を見込む予算とした。以上であった。

(片山理事) Webサイトについてひと言。トップページをよりアピールするようにはできないか。

閲覧すると第一印象が政策提言を行っている法人、うちには関係ないと、アクセスを切断する可能性が大いにあると思う。また、理事長挨拶は目下新年のご挨拶が掲載されており、アクティブな活動だとは感じにくい。事業ポートフォリオを反映したトップページとしていく必要があるのではないか。

(太田理事長) HPの更新が最近ややおろそかになり、アップデートしていない部分も多い。よりこまめな更新と、訴求力ある内容を心がけたい。

(金沢専務理事) 事業以外では、会員団体の若手職員間の交流を図るため、「『知』の交流サロン」を毎月開催している。会員間ネットワーク強化のため、職員参加へのご支援をぜひお願いしたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案『平成27年度役員報酬(4~6月)』の件

理事長から、同議案(別紙)について説明があった。説明によると、常勤理事3名それぞれの役員報酬の金額は前年度と同額である、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第4号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

理事長より、定時評議員会を下記要領にて招集するため、定款に基づき本理事会にて決議したい旨の議案説明があった。

日 時 平成27年6月24日(水) 15時開始

場 所 連合会館

目的である事項等

- ・平成26年度事業報告並びに同附属明細書の承認の件
- ・平成26年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認の件
- ・理事、監事及び評議員の選任の件
- ・役員等候補選出委員会委員の選任の件
- ・定款変更の件

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## ○報告事項

下記の報告があった。

### (1) 平成27年度税制改正大綱

金沢専務理事より自民党税制大綱について説明があった。説明によると、結果的に非営利法人税制に関して大きな動きはなかったが、政府税制調査会は社会福祉法人が行う介護事業の非課税に対しては課税すべしとのシビアかつ強固な意見があったが、それは自民党税制調査会の段階では薄まった。しかし、政府税制調査会では、「公益法人等」に対する源泉所得税の非課税を中長期的には課税へ移行すべしとの意見に対して、全委員の反対意見はなかったと聞いており、また、税額控除制度の廃止の動きもあり社会福祉法人への課税の動きを対岸の火事とは決して思わず、今後は優遇税制維持や拡大のため事例を集めることが必要である。以上であった。

### (2) 法務省パブリックコメント結果

#### ① 一般法人法施行規則の改正

鈴木専務の説明によると、同改正案の中で形式的改正部分には異論なく、ガバナンス面の扱いにも特にコメントはないが、社団法人・財団法人に多い小規模法人が大会社と同じ措置が課されていることに対し、見直すよう意見を述べた。ただ、それはパブコメ結果では、コメント募集の趣旨とは別の観点からの意見との見解から、取り上げられていない。

#### ② 商業登記規則等の一部改正

同じく鈴木専務の説明によると、こちらはパブコメに付された法務省の省令案にお粗末な箇所があった。会社法には評議員に当たる機関はなく、パブコメ原案では対象なのかそうでないのか分からない。結果的には対象とされ、理事、監事同様、評議員も新たな就任の際はその就任承諾書に住民票等、本人確認書類の添付が必要とされた。今回の改正全体は、会社法人による詐欺行為や、医療法人による代表理事変更登記の不正に対応するものであるが、公益法人は公益認定の際にすでに行政庁によるチェックが課されているのでいわば屋上屋に当たり不要と考える旨の意見を提出した。それに対しては、行政庁による確認とは別の目的によるものであり例外とはならない旨の結果が記されている。以上であった。

### (3) 内閣府の動向

#### ① 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）

太田理事長の説明によると、そもそも会計基準のあり方として政府から押し付けられるものではなく民間が作るものであると主張してきた。現在、認定等委員会の下に置かれている「公益法人の会計に関する研究会」が検討すること自体はやむを得ないが、本来は民間に任せることが当然だと考えており、委員には専門職だけではなく実務家も入れるべきである。また、公正妥当と認められる会計基準であるべきなのに、法律的解釈を伴う財務基準が入り込んでいて、普通の専門職にはよく理解できない。

今回の「最終報告書案」は現在パブコメ中であるが、総じて納得できないところが多い。収支相償についても1年延長するというが、以前から個別的には認められていることであり、新味がない。公益目的保有財産としての金融資産の扱いや、指定正味財産の解釈、法人会計や収益事業等から公益目的事業に繰り入れた場合のルールなど不満が残る。詳細は資料を見

ていただきたいが、そのような考え方で意見を述べるつもりである。

## ② 内閣府特命担当大臣に対する要望

理事長の説明によると、1月21日有村大臣を訪問し、収支相償規則の撤廃、事業変更認定・認可のルール明確化の2点に絞り要望を出したが、返答として、法律改正は難しいのでファクトベースで事実を集めて公益認定等委員会事務局と話し合っただけとの趣旨のコメントがあった。目下、ファクトベースの資料を集めておりその後内閣府と協議する。以上であった。

## ③ その他

太田理事長の説明によると、公益法人に対して不要ブランド品などが寄附され、それを専門業者に依頼して換金した金額を寄付とする「処分型物品寄附」の扱いについて、内閣府がこれは収益事業(物品販売事業)に該当するので変更認定申請が必要である、との見解を示している。当協会としては、この行為は事業ではなく業務の一部に過ぎず、変更認定申請の必要性には大いに疑念があるので、今後も交渉を続けたいとのことであった。

以上の報告に関連して、次の質疑応答があった。

(田中理事) 会計研究会は来年度も継続されるようであるが、形式はクローズドなのか。

(太田理事長) 27年度も継続されるということなので、実務家を入れて欲しいという要望を出している。オープンに議論していただきたいと思う。

(田中理事) 報告書に特定費用準備資金の積立てについて言及があるが、将来の収入の変動に備える資金を特費の積み立てで解消することについて、妥当な積立期間や積立てる金額等を見積もることは実務的にはなかなか難しいのではないかと。

(太田理事長) その点は、研究会委員のお一人の中田監事にお答えいただきたい。

(中田監事) 可能であり、内閣府も認めて報告書に書いている。将来のための資金であるが、要は記載内容と金額が明確であればよい、ということである。

## (4) 職務執行報告

### ① 公益信託法改正研究会

鈴木専務理事から、27年度に法務省が商事法務研究会に委託して開始する公益信託の法律改正研究会について、太田理事長が委員として加わることに伴って、当協会がこれまでに行った同分野の調査研究等の経緯について説明があった。

### ② 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会

太田理事長より、日本財団が行っている同委員会に座長として参画していることについて報告があった。説明によると、対象は一般(社団・財団)法人、認定を受けていない特活法人であり、一般財団法人 社会的認証開発推進機構が京都で実施している手法がベースになっている。基準案そのものにはまだまだ詰めるべき点が多く、そもそも評価でとどめるか認証までするのか、どのような認証手法(書面審査に訪問調査を加えるか)とするか、被評価団体から手数料をとるかどうか、評価者の育成はどうするか、地域の評価機関を介在させるか否かなど、根本問題が詰め切れていないので、当初日本財団は3月にも評価機関設立と考えていたが、とても無理と考えている。

### ③ CAPS委託調査

太田理事長より、香港のNPOであるCentre for Asian Philanthropy and Societyから「アジアのエクセレントNPO」の一つとして日本国内の非営利法人に関する調査依頼を受けたので、さわやか福祉財団を選定し、同財団の了承を得てヒアリング調査を本年1月から開始、英文の報告書を5月に提出する予定である旨の説明があった。

#### ④ 休眠口座国民会議の検討状況

太田理事長より、標題会議の動向について、助成金が、民間公益活動のいわば横糸である地方の非営利組織だけでなく、縦糸である各専門分野の公益法人をも通じて流れるような仕組みを構築できるよう働きかけていること、議員連盟ができており、議員立法で今国会で成立させたいとしているとの報告があった。

#### ⑤ 非営利法人格選択に関する調査研究

鈴木専務理事より、(公財)トヨタ財団、(一財)エムアールエイハウスの助成により実施した標題研究について改めて報告があり、近く報告書が完成するので公表するとの説明があった。

#### ⑥ 英国チャリティ改革後の変容調査に関する調査研究

鈴木専務理事より標題研究について、報告書は3月末頃完成し、それ以降関係先に配布するとともに、別途書籍としても出版予定であり、目下その準備を進めているとの報告があった。

以上の報告に関連して、次の質疑応答があった。

(岸本理事) ②の認証制度については慎重な議論が必要と思う。公益法人協会としては主たるクライアントではないところを対象としているので、影響を与えるかも知れない。慎重であって欲しいし、また、機関としては法人内での議論も十分にしていきたい。

(太田理事長) 公益法人協会のミッションとして、非営利セクター全体のHUBとなるということを志向しており、その一環と考えている。今後慎重に検討したい。

#### (5) 法人管理に関する報告

##### ① 入退会の状況 (第2号議案にて説明)

金沢専務理事より、26年度の状況とともに、今のところ入会が退会を大きく上回っているものの、例年、年度末には相当数の退会が発生していることから、期末の会員数は確定していないとの説明があった。

##### ② コンプライアンスの状況

鈴木専務理事より、26年度下期は社内コンプライアンス上、特に問題は発生していないことが報告された。

#### (6) その他の報告

金沢専務理事より、次回理事会は6月8日(月)16時より、本日と同じ日本工業倶楽部にて開催する旨、報告があった。


以上をもって議案の審議等を終了したので、18時10分、議長は閉会を宣し、解散した。


以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。


平成27年3月26日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 谷村 啓 

監 事 中田 ちず子 

監 事 平川 純子 



(別紙)

平成27年度役員報酬(4～6月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H27年 4～6月 合計	H26年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	1,920,000	7,680,000	週5日
金沢 俊弘	26	600,000	1,800,000	7,200,000	週5日
鈴木 勝治	17	420,000	1,260,000	5,040,000	週4日

